

職員の期末手当等に関する報告(意見)及び勧告

平成21年5月

埼玉県人事委員会



人委第104号

平成21年5月15日

埼玉県議会議長 奥ノ木 信 夫 様

埼玉県知事 上 田 清 司 様

埼玉県人事委員会

委員長 香 川 實

職員の期末手当等に関する報告(意見)及び勧告について

地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の期末手当等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

職員の期末手当等に関する報告（意見）

1 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、例年5月から実施している職種別民間給与実態調査により、民間事業所における前年の8月からその年の7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の実態を把握し、その結果と比較した上で年間の支給月数を調整するという方針の下、勧告を行ってきている。本年においてもこれまでと同様、当該期間において民間事業所で支払われた特別給の実績との比較を行い、その上で必要に応じ改定を勧告することとなる。

2 民間企業における夏季一時金に関する特別調査の実施

本年の民間企業における夏季一時金については、各種発表によると、景気の急速な悪化に伴い、業種による差違はあるものの、全体として過去に例を見ないほど大幅な前年比マイナスとなることがうかがわれた。このような状況の下、人事院は民間企業における夏季一時金の決定状況を6月期の特別給支給の基準日である6月1日前に把握する必要があるとの考えから、緊急に特別調査を実施した。

本委員会としても、このように大幅な夏季一時金の減少は極めて異例の事態であり、速やかに県内の民間企業における夏季一時金の決定状況を把握する必要があるとの考えに立ち、例年5月から行っている職種別民間給与実態調査とは別に、特別調査を実施することとした。

3 特別調査の実施結果

(1) 特別調査の概要

県内の民間企業における夏季一時金の決定状況を把握するため、本年4月24日から5月12日までの間、例年5月から行っている職種別民間給与実態調査の対象企業（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の企業）のうち、県内に本社を有する企業876社から抽出した256社を対象として特別調査を実施した。その際、調査対象企業の企業規模が極端に偏ることのないよう、従業員数により層化した上で無作為抽出を行った。

調査の内容は、人事院の特別調査に準じ、本年の夏季一時金の決定（妥結）状況、支給額、支給月数及び従業員の平均賃金並びに前年の夏季一時金の支給額、支給月数及び従業員の平均賃金とした。（別記1）

(2) 特別調査の結果

今回実施した調査の集計企業数は210社であり、調査完了率は82.0%となった。集計企業210社のうち、夏季一時金を決めたとする企業（年間一時金を決めた企業のうち夏季一時金の配分が明らかになっている企業を含む。以下「決定済企業」という。）は32社であった。（別表第1・2）

別表第3に示すとおり、決定済企業の割合は14.7%となっており、決定済企業に勤務する従業員数は、全体の18.0%にとどまっている。したがって、現時点では全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定となっている。また、別表第4に示すとおり、決定済企業における本年の夏季一時金は、昨年比べ△15.9%と大きく減少しており、決定済企業の改定結果を全企業の従業員ベースに置き換えてみると△15.0%となっている。この結果は、全国の民間企業を対象とした人事院の特別調査の結果をやや上回る減少率であった。

4 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年5月1日に一般職の職員の期末手当等について報告し、併せてその改定について勧告した。本年においては、現時点における民間の夏季一時金の決定状況を踏まえ、可能な限り民間の状況を公務の特別給に反映させることが望ましいことなどから、6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の約1割に相当する0.20月分を凍結する特例措置を講ずることとしている。また、指定職俸給表適用職員の特別給については、現行の期末特別手当を廃止するとともに、期末手当と勤勉手当に改めた上で、この特例措置を講ずることとしている。その概要は別記2のとおりである。

5 期末手当等に関する特例措置の実施及びその内容

(1) 特例措置の実施

前述のとおり、職員の特別給の改定は、例年5月から行っている職種別民間給与実態調査により把握された民間企業の支給実績との比較を行った上で検討することが基本である。

しかしながら、今回行った特別調査の結果によると、本年の夏季一時金は、決定済企業で昨年に比べ大きく減少することがうかがわれた。このように県内民間企業における夏季一時金と本県職員の特別給が大きく乖離している状況は適当でなく、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、国家公務員の期末手当及び勤勉手当に関して特例措置を行うこととする人事院勧告がなされていることなどを考慮した結果、本委員会としては、暫定的に本年6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置を講ずることが適当であると判断した。

なお、調査結果をみると、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定とな

っており、今後、全体としての改定状況は変動することが予想される。したがって、特例措置による凍結分の月数については、国に準じて0.20月分とすることが適当と考える。また、その月数は、現行の6月期の期末手当及び勤勉手当の構成比に従い、それぞれ期末手当及び勤勉手当が0.05月単位となるよう配分するものとする。

(2) 特例措置の内容

ア 本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、一般職員で合計1.95月分（△0.20月分）とするほか、その詳細については別表第5に示すとおりとする。

なお、埼玉県立大学の学長に対する特別給については、これまでも国の指定職俸給表適用職員に準じて取り扱っていることから、人事院勧告に準じて期末特別手当を廃止し、期末手当と勤勉手当を支給することとした上で、別表第5に示すとおり、特例措置を講ずることが適当である。

イ この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、本委員会は、職種別民間給与実態調査において例年どおり特別給の支給状況を調査し、その結果に基づく必要な措置について、できる限り速やかに勧告することとしたい。

別記1

平成21年 民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要

1 調査の目的

県内民間企業における夏季一時金の決定状況を緊急に把握するため

2 調査期間

平成21年4月24日（金）～ 5月12日（火）（19日間）

3 調査対象

職種別民間給与実態調査対象企業（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の企業）のうち、県内に本社を有する企業876社から抽出した256社

4 調査方法

人事委員会による郵送調査（電話等による依頼を実施）

5 調査の主な内容

- (1) 本年夏季一時金の支給の決定状況
- (2) 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員の平均賃金
- (3) 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員の平均賃金

6 集計企業

210社（調査完了率82.0%）

I 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

特別給改定
についての
基本的な考
え方

○例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、過去1年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を精確に把握し、支給割合に換算した上で、職員の特別給の年間支給月数を合わせるよう、必要に応じて勧告を行うことが基本

特別調査の
実施

○昨年来の急速な景気の悪化に伴い、民間企業の夏季一時金は前年比で大幅な減少がうかがわれるため、その決定状況を緊急に把握する必要があると考え、特別調査を実施

調査期間	平成21年4月7日(火)～24日(金)
調査対象	2,669社(全国の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の企業から抽出)
調査完了率	75.6% (2,017社)
夏季一時金決定済	企業割合：13.5% 従業員割合：19.7%
夏季一時金対前年増減率	決定済企業従業員ベース：△14.9% 全企業従業員ベース：△13.2%

特例措置の
実施

○次の点を考慮し、平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当について調整的な措置を講ずることとする。

- ・特別調査の結果、民間では昨年に比べ夏季一時金が大きく減少することがうかがわれ、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間企業の支給状況を公務に反映させることが望ましいこと
- ・12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があること

特例措置の
内容

○平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を暫定的に0.20月分凍結

【一般職員】	勧告実施前	勧告実施後	凍結分
期末手当	1.40月	1.25月	△0.15月
勤勉手当	0.75月	0.7月	△0.05月
計	2.15月	1.95月	△0.20月

※特別調査による全企業従業員ベースでの夏季一時金対前年増減率△13.2%は、△0.25月相当となるが、約8割の企業で本年の夏季一時金が未定であること、業種によって改定状況に大きな違いがあることなどから、特別給の改定幅の最小単位0.05月分を差し引いて得られる0.20月分を凍結することが適当

○この特例措置による凍結分については、職種別民間給与実態調査において例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を勧告

II 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映

措置の内容

○指定職俸給表適用職員に支給されてきた期末特別手当を廃止し、期末手当と勤勉手当に改め、勤務実績をより一層反映させる。

- ・期末手当及び勤勉手当の6月期と12月期のそれぞれの支給月数は、現行の期末特別手当と同月数とし、勤勉手当は6月期と12月期を同月数とする。
- ・期末手当及び勤勉手当の配分については、公務部内における役職段階別の両者の配分状況及び民間企業における特別給の配分傾向を考慮して、両者をほぼ同じとする。

○指定職俸給表適用職員には、この改定を行った上で特例措置を講ずる。

III 実施時期

この勧告を実施するための法律の公布の日

別表第1 調査対象企業の母集団・調査対象企業数・集計企業数及び調査完了率

調査対象企業の母集団	調査対象企業数	集計企業数	調査完了率
876社	256社	210社	82.0%

別表第2 夏季又は年間一時金の決定（妥結）、回答状況等

集計企業数	決定（妥結）済企業数		回答済企業数		未定企業数
	夏季一時金	年間一時金	夏季一時金	年間一時金	
210社	32社	1社	6社	1社	170社

- (注) 1 「決定(妥結)済企業」とは、調査時点で一時金の支給額等が決定又は労使交渉により妥結している企業をいう。(以下同じ。)
- 2 「回答済企業」とは、調査時点で一時金の支給額等を回答はしているが、決定又は労使交渉により妥結には至っていない企業をいう。

別表第3 夏季一時金決定(妥結)済企業の企業割合及び従業員割合

企業割合	従業員割合
14.7%	18.0%

別表第4 夏季一時金対前年増減率

夏季一時金決定(妥結)済企業における対前年増減率	母集団の従業員ウエイトによる対前年増減率
△15.9%	△15.0%

別表第5

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数

職 員	期 末 手 当	勤 勉 手 当	凍 結 分		
				期 末 手 当	勤 勉 手 当
一般職員	1. 2 5月	0. 7月	△0.20月	△0.15月	△0.05月
特定幹部職員	1. 1月	0. 8 5月	△0.20月	△0.10月	△0.10月
埼玉県立大学 の学長	0. 7月	0. 7 5月	△0.15月	△0.05月	△0.10月

再任用職員	0. 7月	0. 3月	△0.10月	△0.05月	△0.05月
	特定幹部職員 0. 6月	特定幹部職員 0. 4月	△0.10月	△0.05月	△0.05月

任期付研究員及び 特定任期付職員	1. 4 5月	—	△0.15月	△0.15月	—
---------------------	---------	---	--------	--------	---